

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第五号中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第六号中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第七号中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第八号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「基づく区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同項第十号中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改め、同項第十四号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第十五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第二十三号中「第四条」を「第五条」に改め、同項第二十四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二十五号中「第八条」を「第九条」に改め、同項第二十六号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第三十一号中「牛ウイルス性下痢・粘膜炎」を「牛ウイルス性下痢」に、「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中別表農林部の項第二十三号から第二十六号まで及び第三十一号の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和二年十二月一日から施行する。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

2 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第九十号中「漁

業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第九十一号中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第九十三号中「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九十四号中「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改める。